

京都市告示第 350 号

身体障害者福祉法第 15 条第 1 項に規定する医師の診療障害区分を次のとおり追加しました。

令和 3 年 10 月 1 日

京都市長 門 川 大 作

医師名	診療場所	診療科目	障害区分	追加する障害区分
佐々木 享	(医)健康会 京都南病院	内科	肢体	心臓
	(医)健康会 介護老人保 健施設 ん くもりの里			
	(医)健康会 西京極診療 所			
	(医)健康会 第二南診療 所			
山下 英次 郎	京都府立医 科大学附属 病院	小児心臓血 管外科	心臓	肢体, 呼吸器

古川 迪子	(医) 社団行 陵会 京都 大原記念病 院	神経内科	肢体	平衡, 音声・言語, そしゃく
岩破 俊博	(医) 康復会 いわさくク リニック	内科	心臓	音声・言語, 肢体, 腎臓, 呼吸器, ぼ うこう・直腸, 小 腸, 肝臓

\*障害区分の視覚又は聴覚については、診療科目が眼科又は耳鼻咽喉科以外の  
場合、腫瘍や神経疾患等による視力喪失者又は聴力喪失者の診断に限る。

(地域リハビリテーション推進センター企画課)